

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日田市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日田市長

公表日

令和5年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法により、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診断、医療その他の措置を講じる。</p> <p>日田市では、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する。</p> <p>日田市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導の実施に関する事務②新生児の訪問指導の実施に関する事務③健康診査の実施に関する事務④妊産婦の訪問指導の実施に関する事務⑤低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務⑥未熟児の訪問指導の実施に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 健康管理システム(健康かるて)2. Acrocity住民情報3. 団体内統合利用連携サーバ4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 健康診査・がん検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1. 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の49の項2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1. 番号法 第19条第8号及び別表第二の69の2の項2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課3日以内窓口 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8233 mail:koukai@city.hita.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部健康保険課 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8271 mail:kenkohoken@city.hita.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月11日	I 5. ②	課長 相良 信哉	健康保険課長	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年3月31日 時点	令和1年6月21日 時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日 時点	令和1年6月21日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策		様式変更「IV リスク対策」追加	事後	
令和2年6月26日	I-1-②		事務の概要に「⑩保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務」追加	事後	
令和2年6月26日	I-3	別表第一の76の項	別表第一の49の項	事後	
令和2年6月26日	I-4-②		別表第二における情報提供の根拠及び情報公開の根拠に「69の2の項」追加	事後	
令和2年6月26日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年6月21日 時点	令和2年6月26日 時点	事後	
令和2年6月26日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年6月21日 時点	令和2年6月26日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目	令和1年6月21日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年6月21日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年7月13日	I-1-②		事務の概要の以下の事務を削除 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩費用の徴収に関する事務 ⑪母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	こども家庭相談室へ事務移管により削除
令和4年7月13日	I-1-③	1. 健康管理システム(Acrocity住民情報) 2. 健康かるて 3. 団体内統合利用連携サーバ 4. 中間サーバ	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. Acrocity住民情報 3. 団体内統合利用連携サーバ 4. 中間サーバ	事後	
令和4年7月13日	I-3	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	
令和4年7月13日	I-4-②		別表第2 56の2の項、26.87の項、70の項を削除 法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3を追加	事後	こども家庭相談室へ事務移管により削除
令和4年7月13日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	mail:koukai@city.hita.oita.jp	mail:koukai@city.hita.lg.jp	事後	@city.hita.oita.jpは令和5年度中に停止予定
令和4年7月13日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	mail:kenkohoken@city.hita.oita.jp	mail:kenkohoken@city.hita.lg.jp	事後	@city.hita.oita.jpは令和5年度中に停止予定
令和4年7月13日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年9月1日 時点	令和4年7月13日 時点	事後	
令和4年7月13日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年9月1日 時点	令和4年7月13日 時点	事後	